

○みよし市地区公民館管理運営事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

地区公民館運営事業補助金交付要綱（平成11年4月1日）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地区公民館の管理運営等に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、行政区が行う地区公民館の管理運営及び環境整備に係る経費を補助することにより、地区公民館の良好な管理運営を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、公民館の管理運営を行う行政区とする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う次に掲げる事業とする。ただし、みよし市の他の補助金において交付対象としたものは除く。

- (1) 管理運営事業 公民館の適切な運営及び施設の維持管理を行う事業
- (2) 環境整備事業 利用者が快適に活動するための計画的な改修を行う事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 管理運営事業 需用費（光熱水費、消耗品費、印刷製本費及び修繕費に限る。）、役務費及び委託料
- (2) 環境整備事業 工事請負費

（補助金額等）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 管理運営事業 補助対象経費の3分の1とし、限度額は一公民館につき30万円とする。

(2) 環境整備事業 補助対象経費から地元負担金（1万円）を差し引いた額に10分の9を乗じて得た額とし、限度額は一公民館につき500万円とする。

2 前項各号の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（交付申請の期日）

第7条 規則第3条の市長が別に定める期日は、補助事業を開始する日の前日とする。ただし、年度当初においては、この限りでない。

（実績報告の期日）

第8条 規則第11条の市長が別に定める期日は、補助事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 みよし市地区公民館修繕等事業補助金交付要綱（平成21年3月25日）は、廃止する。

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年3月19日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。